

いじめに関する現状と課題

本校では、異学年間でなかよく遊ぶことができる反面、乱暴な言葉遣いが原因となり、トラブルとなる場面がある。全教職員が「いじめは許さない」という共通認識をもち、いじめの早期発見・未然防止等につながる研修を継続的に行う。教育相談・アンケートによると、情報端末等を長時間使用している実態がある。生活習慣の確立とメディアコントロールについての啓発を今後一層行い、家庭と連携した取組を計画的に行う。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

(1) 基本的な理念

豊かな心 確かな学力 たくましい体の育成
やさしさ いっぱい
学びが いっぱい もかけの子
元気が いっぱい

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(ただし、インターネットを通じて行われるものを含む) (「いじめ防止対策推進法」より)

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

保護者・地域との連携

【連携の内容】

- ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・ 学校の方針について、PTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得ると共に、いじめ問題をテーマにした懇談会等を開き、広く情報や意見を得られるようにする。
- ・ 学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ 学校だよりや保健だより等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介をし、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

【対策委員会の役割】

- ・ 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめの事案への対応。

【対策委員会の開催時期】

- ・ 学期に1回実施し、問題が発生した場合は必要に応じて行う。
- ・ 開催後は、必ず他の職員へも伝達し、共通理解を図る。

【構成メンバー】

- ・ 基本的には、校長、教頭、生徒指導担当者、養護教諭、当該児童担任、人権担当者等であるが、必要に応じて、PTA関係者、カウンセラー、ソーシャルワーカー等が参加することがある。

全教職員

関係機関との連携

【連携機関名】

- ・ 必要に応じて、教育委員会、警察署等と連携して課題解決に臨む。

【連携の内容】

- ・ ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣。
- ・ 非行防止教室の実施。

【学校側の窓口】

- ・ 主に教頭および生徒指導担当者や担任。

学校が実施する取り組み

① いじめ防止

(1) 学級経営の充実

- ・ ソーシャルスキルトレーニングやアンケート調査、ASSESS（アセス）等を適切に実施し、児童の実態をしっかりと把握し、より良い学級経営に努める。
- ・ 指導者は、「分かる」「できる」授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感を味わえるように努力する。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・ ASSESS（アセス）検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点および相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・ アンケート調査の度に、学級担任や養護教諭による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 縦割り班活動の充実

- ・ 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校間の連携協力

- ・ 保・幼・小・中による情報交換や交流学习を行う。

<p>② 早期 発見</p>	<p>(1) 児童の様子を観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。 ・ 休み時間や昼休み、放課後等の雑談を通して、子どもたちの様子の変化を感じ取る。常に子どもがいるところに教職員がいる状態を作る。(チェックリストなどがあれば活用する) ・ 子どもたちが相談しやすい環境づくりをする。 ・ 子どもたちの発達段階に応じた配慮をしながら継続して行う。 ・ 子どもたちが作るグループの形成状況を注意深く観察する。(いつも限られたメンバーになっていないか) <p>(2) 日記帳や連絡帳などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日記や連絡帳を活用して、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にして、信頼関係を構築する。 ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。 <p>(3) 教育相談(カウンセリング)の実施(6月と10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員と子どもたちとの信頼関係を形成する。 ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作る。 ・ 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。 ・ 児童がリクエストすれば、担任外の職員とも面談ができるようにしている。 ・ 年間7回、SCにより教育相談を実施する。 <p>(4) いじめ実態調査アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートは発見の手立ての一つであると認識したうえで、実態に応じて年間2回実施する。(6月と10月) ・ 実施にあたっては、生活アンケートの中に含めて調査し、実態の早期発見に努める。
<p>③ い じ め へ の 対 処</p>	<p>(1) 実態を正確に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。 ・ 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。 ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように心がける。 <p>(2) 指導体制、方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。 ・ 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして、組織で対応する。 ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(報告・連絡・相談) <p>(3) 子どもたちへの指導および支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。 ・ いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない。」という人権意識を持たせる。 <p>(4) 保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。 ・ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。 <p>(5) いじめ発生後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に観察、指導を行う。 ・ 当事者の教育相談をこまめに行い、心のケアに努める。 ・ 誰もが大切にされる学級経営を行う。 <p>(6) 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を行う。 ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。